

指定訪問看護 重要事項説明書

<令和7年3月1日現在>

訪問看護サービスの提供開始に当たり、重要事項を以下の通り説明します。

1. 利用事業所の名称

法人の名称 社会福祉法人パール
代表者名 理事長 新谷 弘子
事業所の名称 パール訪問看護ステーション
事業所番号 東京都1367196036号、関東信越厚生局7196033号
所在地 東京都渋谷区鉢山町3番27号
連絡先 TEL：03-5458-4812、FAX：03-5458-4817
管理者名 高橋 愛弓

2. 利用事業所の従業員の職種、員数及び勤務形態

管理者 1名（常勤・看護職員と兼務）
看護職員 2.5名以上（常勤専従1名以上）
事務員 1名

3. 利用事業所の営業日及び運営の方針

○営業日

月曜日から土曜日（日曜祝日及び12月29日～1月3日を除く）

※医療保険対象者は（ ）内の対応は相談により訪問します。

午前8時45分～午後17時45分

○運営の方針

- パール訪看の看護職員・理学療法士等は主治医より交付された指示書に基づき、ご利用者の心身の特性を踏まえ、その病状等の軽減や悪化の防止のため療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては主治医との密接な連携及び訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画に基づき、ご利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切に行います。
- 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、渋谷区、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と連携を図るよう努めます。

4. 訪問看護サービスの内容

主治医の指示書に基づき、次のサービスを提供します。

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等の日常の世話
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤認知症患者の看護
- ⑥ターミナルケア
- ⑦リハビリテーション
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨酸素療法・吸引器・経管栄養・人工肛門・カテーテル等の管理
- ⑩その他、医師の指示による医療処置

5. 利用料及びその他の費用

別紙【利用料金表】を参照してください。

介護保険を受けられている方は介護保険が優先されますが、急性憎悪等の場合は14日を限度として医療保険が適応されます。また末期の悪性腫瘍や厚生労働大臣が定める疾病については医療保険が適応されます。

6. 保険証・医療券等の確認

健康保険証・介護保険証・介護保険負担割合証・医療券・障害手帳・受給者証等、原本確認が必要です。モバイル端末による保険証類の撮影、マイナンバーカードの読み取り等を行います。（保険証等に変更がありました場合、その都度、原本確認が必要です）

7. 相談窓口、苦情対応

◎当事業所相談窓口	住 所	東京都渋谷区鉢山町3番27号
	受付時間	9:00～18:00
	担 当	理事長、施設長
	電話番号	03-5458-4811
<hr/>		
◎渋谷区	住 所	東京都渋谷区宇田川町1番1号
介護保険課 介護相談係	電話番号	03-3463-3304 (ダイヤルイン)
◎目黒区	住 所	東京都目黒区上目黒2丁目19番15号
介護保険課 介護保険管理係	電話番号	03-5722-9574
※ 上記以外の方は、お住まいの市区町村の介護保険窓口にご相談ください。		
(電話 — —)		
<hr/>		
◎東京都国民健康保険団体連合会	住 所	東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号
苦情相談窓口		東京区政会館10階
	受付時間	9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)
	電話番号	03-6238-0177 (直通)

※苦情対応手順

苦情報告受付担当者は経営会議メンバーに報告します。経営会議メンバーは是正処置内容を決定し苦情対策実施担当者に是正処置内容を指示します。苦情対策実施担当者は苦情申出人と話し合いを行い、解決案を提示します。解決困難なものは第三者委員(学識経験者・弁護士・地域の代表)からなる苦情解決委員会を設置し、内容の確認、解決案の調整・助言、結果や適正な解決案を提示します。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に重要な事項を説明いたしました。

年 月 日

◇事業者

事業者名	パール訪問看護ステーション	
住 所	東京都渋谷区鉢山町3番27号	印
電話番号	03-5458-4812	
管理者名	高橋 愛弓	
説明者名		

私は、契約書及び本書面により、パール訪問看護ステーションから訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

◇ご利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

◇代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご利用者との関係: _____)